

条例の見直しに係る基本方針について

1 趣旨

社会経済情勢が大きく変化する中で、長期間にわたり改正が行われていない条例もあることなどから、条例の施行状況等を踏まえ、道の多種多様な条例等を分類した上で、一斉に点検・見直しを行うことにより条例の適時性を確保することとし、併せて条例の見直し規定のあり方等について検討を行う。

2 見直しの内容

(1) 条例の一斉点検・見直し

ア 見直しの対象

次の条例を除くすべての条例とする（対象条例358件）。

(ア) 議会関係条例（10件）

(イ) 制定後5年以内の条例（44件）

特に、①道民の権利を制限し、又は道民に義務を課す条例（48件）、②道民生活に関わる政策に関する条例（17件）、及び③特定の道民に直接利益を付与する条例（14件）については、重点的に見直しを行うこととし、その他の条例については、事務事業に係る政策評価の結果も活用しながら、見直しを行う。

イ 見直しの視点

条例の施行状況等を勘案の上、条例の適時性が確保されるよう、次の視点を基本として、点検・見直しを行う。また、必要性等の判断に当たっては、行財政改革や規制緩和、地域主権の実現といった政策ニーズに十分留意するものとする。

なお、法の施行条例等において、見直しの結果必要な規定を設けるに当たり、法令上の支障がある場合は、法令の規定の改廃等を国に求めることも検討する。

1 必要性	・ 条例が対応しようとしていた課題は、現在においても、条例により対応しなければならない課題であるか、また、道が対応すべき課題であるか ・ 規制のあり方が現在の社会情勢の下で必要以上のものになっていないか ・ 関係法令の改正等によって、不要となった規定はないか
2 効果	・ 条例の目的を達成するために、現時点においても、条例の規定が効率的に機能し、十分な効果を挙げているか
3 基本方針との適合性	・ 条例の内容が、道政の長期的な基本方針（新・北海道総合計画等）に適合したものになっているか
4 適法性	・ 条例の内容が法令の範囲内であるか
5 規定の適正化	・ 社会情勢の変化に伴い適切でなくなった表現はないか ・ 条例の規定が分かりやすく、かつ、整理されたものとなっているか

ウ 見直しの手法

- ・各条例の所管部等において見直しを行い、総務部においてその結果を取りまとめる。
- ・条例の内容に応じて、パブリックコメントや関係審議会等からの意見の聴取を行う。

(2) 見直し規定の設定

見直し規定（一定期間ごとに条例の規定を定期的に見直す趣旨の規定）の設定について、対象とする条例の範囲、規定の手法（一括整備等）等について検討する。

3 スケジュール

一斉点検・見直し結果を踏まえ、今年度中に可能なものから実施することとし、条例の改廃に関し審議会への諮問等の手続が必要なものに関しても、原則として、平成21年度内に見直しを終了することとする。

○ 20年度

基本方針に基づき対象条例の一斉見直しを行い、結果を取りまとめ、可能なものから、一部改正条例、廃止条例に係る議案の提案を行う。

○ 21年度

見直し結果に基づき、条例の改廃に審議会への諮問等の手続が必要な条例については、手続が終了次第、改正等に係る議案の提案を行う。